

中津市林道施設長寿命化計画(個別施設計画)

**平成31年3月策定
(令和6年8月改訂)**

中津市 林業水産課

中津市林道施設長寿命化計画(個別施設計画)

1 基本的事項

中津市が管理する林道は、令和5年度末現在で134路線、総延長約233kmであり、管理する林道施設は、橋梁が46橋、トンネル1箇所である。これらの施設は、高度経済成長期以降に集中して整備されているものが多く、令和5年度末現在で全体の約66%(31/47施設)が整備後50年を経過する状況にあることから、今後、施設の老朽化に伴う維持管理・修繕等を適切に行っていくことが課題となっている。

また、本市では、人口減少社会への対応や社会保障費の増大等に伴う厳しい財政状況を踏まえると、今後増加していく林道施設の維持管理・修繕費を抑える一方で、林道施設の異常を発見するための点検パトロールや施設の補修など林道の通行者の安全を確保するために必要な予算については、今後も恒常的に確保していくことが財政上の課題となっている。

これらの課題に対応するため、林道施設の維持管理に当たっては、ライフサイクルコストの観点から、施設の損傷が顕在化する前に計画的な保全を行う「予防保全型維持管理」の考え方を導入し、財政負担の軽減及び予算の平準化に取り組む他、メンテナンスサイクルの観点から、点検結果や補修履歴等の施設情報を収集・蓄積して、次回の点検に生かすため、施設情報の一元管理に取り組むなど必要な対策を適切に実施する。

2 対象施設

本計画の対象とする施設は、林道台帳に記載された橋梁(橋長4m以上)、トンネル、その他重要な施設とする。

詳細は別紙のとおりである。

3 施設(橋梁)の管理区分

橋梁は、構造や規模の違いによる維持管理や補修に要する経費及び当該施設の緊急時の迂回路としての機能や跨線橋及び跨道橋等の施設の重要性を考慮して、下記のとおり施設の管理区分を設定する。

- ・予防保全型橋梁：点検診断に基づく計画的な補修等のメンテナンスを行い、施設の長寿命化を図る橋梁であり、橋梁15m以上の橋梁及び跨線橋や跨道橋等を対象とする。
- ・一般管理型橋梁：標準的なメンテナンスのみ行い、必ずしも施設の長寿命化を図らず、致命的な変状が発生した時点で更新(架替)により対応する橋梁であり、橋梁15m未満の橋梁等(ただし、跨線橋等除く)を対象とする。

4 路線の区分

当該施設のある路線の利用目的や利用形態、施業計画、一般車両の通行の有無等に考慮して、下記のとおり林道の区分を設定する。

- ・開放型林道：森林施業と併せて山村等の交通基盤として、一般利用する林道
- ・閉鎖型林道：専ら森林施業用として門扉等により交通制限を設けて利用する林道

5 計画期間

各施設の計画期間は、点検サイクルの観点から定期点検の実施頻度に合わせた期間とする。定期点検の頻度としては、橋梁にあっては、予防保全型橋梁として管理を行う15m以上のものや跨道橋、跨線橋等橋梁下部に道路、鉄道等、保全すべき対象があるもの及び供用開始後50年を経過したものについては、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。

また、路線区分に応じて、開放型林道として地域における利用状況が一般道と同様なもの、地域の主要道路としての機能を有するもの、緊急時の迂回路としての機能を有する林道に設置された橋梁についても、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。それ以外の一般管理型橋梁や閉鎖型林道に設置された橋梁については、10年に1回の頻度で実施することを基本とする。

なお、トンネル及びその他重要施設にあっては、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。

詳細は別紙のとおりである。

6 施設の優先度

本計画における施設毎の優先度は、点検・診断により施設の健全度を評価した上で、施設(橋梁)の管理

区分及び路線の区分を考慮し、設置・記載する。

詳細は別紙1「施設の優先度評価表」のとおりである。

7 施設の状態等

本計画の策定に当たって実施した点検・診断により把握された(または本計画の策定時点で把握されている)施設毎の状態については別紙のとおりである。

なお、点検・診断が未実施の施設については、点検実施予定時期を記載している。

また、施設の点検・診断にあたっては、下記の要領に基づき実施している。

- ・大分県橋梁定期点検要領 (大分県土木建築部道路保全課H28.7月)
- ・大分県道路トンネル定期点検要領 (大分県土木建築部道路保全課H28.7月)
- ・林道施設長寿命化対策マニュアル (林野庁H28.3月)

8 対策内容と実施時期

上記「施設の優先度」及び「施設の状態等」を踏まえ、施設の機能に影響を及ぼし得る不具合が認められる場合は、必要に応じて詳細な点検を実施した上で、施設毎に講じる対策の内容及び実施の時期について計画する。

詳細は別紙のとおりである。

9 対策費用

個別施設ごとの対策費用の概算については別紙のとおりである。

なお、この金額は計画策定時点における概算であり、具体の工事発注時における詳細な設計や社会情勢の変化等により、金額に変動が生じる場合がある。

10 実績の記載及び計画の見直しについて

計画した点検及び対策の実施結果及び費用について、毎年、前年度の実績を施設毎に記載する。また、

施設毎に定めた計画期間の完了する年度内に計画の見直しを行い、時期計画を策定する。

その他、施設の新設に伴う対象施設数の増減や社会情勢の変化、技術的知見の向上等により、計画内容に大きな変更が生じる場合は、適宜計画を見直すものとする。